

令和 2 年第 3 回定例会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 8 日 開会

令和 2 年 9 月 17 日 閉会

当 別 町 議 会

令和2年第3回当別町議会定例会 第1日

令和2年9月8日（火曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告 歴史兄弟都市の締結について

第 5 議員提案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書

第 6 議員提案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

第 7 請願・陳情審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

副 町 長	増 輪 肇 君
町長公室長	長谷川 道 廣 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
財 政 課 長	佐 藤 剛 一 君
企 画 部 長	熊 谷 康 弘 君
企画部参与	三 上 晶 君
事業推進部長	乗 木 裕 君
住民環境部長	山 崎 一 君
福 祉 部 長	江 口 昇 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建設水道部長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 部 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	大 畑 裕 貴 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	瀬 戸 貴 裕 君

主 事 角 谷 光 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和2年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染防止の対策として原則マスク着用の上、会議を行うことといたします。

なお、席の間隔を空けるなど、飛沫感染防止の対策を取っておりますので、発言途中での息苦しさなどによりマスクを外したい場合は、せきエチケットを守っていただいで対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、議場での傍聴につきましては人数を制限して受付することといたしましたが、会議の様様につきましてはインターネットによる配信も行っておりますので、こちらで視聴いただくこともお願いいたします。

また、上着につきましては大変温度が上昇しておりますので、着用せずに行うということ、そしてまた議会あるいは部局共々にそれぞれ熱中症対策のためにうちわあるいは扇の使用を支障のない限り認めますので、その点もよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） それでは、議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 西村良伸君

10番 古谷陽一君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和2年9月8日から9月30日までの23日間といたしましたが、これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、本日より9月30日までの23日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。8月27日に東京都で行われました北海道町村議会議長会実行運動要望活動に出席してまいりました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管をしております。

これで諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、行政報告を行います。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 行政報告を申し上げます。

伊達市との歴史兄弟都市盟約締結につきまして、これまでの経過を含め、改めてご報告を申し上げます。議員各位もご高承のとおり、当別の歴史は伊達藩岩出山領主、伊達邦直公及び家臣団が明治4年に入植して以来始まりました。また、邦直公の実弟、実の弟である仙台藩亙理領主、伊達邦成公は、明治3年、北海道胆振国有珠郡に入植をし、現在の伊達市の礎を築かれております。

これまで長い間、両自治体間では実の兄弟が開いた町という歴史的な共通点を持つのみで、特筆すべき大きな交流は行われておりませんでした。近年当別音頭やすずめ踊りなど、民間団体による相互交流が深化しつつあり、伊達市主催のイベントに宮司町長、後藤議長がオブザーバーで参画するなど、行政間での交流も活発化している状況であること、これらに加えて両自治体がそれぞれ令和元年及び2年に150年の節目を迎えることというタイミングでもあり、これらを契機として何らかの連携ができないか、3年ほど前からその在り方について模索をしてきたところでございます。

こういった背景の中、昨年8月には町長及び議長が伊達市150年記念式典にお招きに預かり、また11月には菊谷市長様、小久保市議会議長様が当別町に初表敬訪問されるなど、

トップ同士による双方向の交流により率直な意見交換を行った結果、令和2年8月をめぐりに当別を会場として歴史兄弟都市盟約を提携をすること、同年10月開催の当別町150年記念式典において広く内外に披露すること、盟約締結を契機としてこれまで以上に両市町の経済、文化などの相互交流につなげていくことなどについて大枠で合意を見たところがあります。

しかしながら、既に議会でもご報告をさせていただいたとおり、本年5月の時点で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、10月に予定していた当別町150年記念式典及び関連事業の実施を見合わせることを決定をし、これに合わせ8月に予定した盟約締結もその時期を一旦白紙といたしました。このような状況の下、去る7月10日に私、伊達市を訪問いたしまして、仁木副市長様とお会いをし、一旦白紙とさせていただいた盟約締結の時期を新型コロナウイルス感染症の予防策を十分に講じた上で本年10月頃に実施すべく日程を再調整をすること、この中にある現況に配慮をし、最小限の人員で実施をすることなどについて双方で確認をしたところがあります。これらにより、現在のところ盟約締結式は10月9日金曜日になりますが、午前11時30分から伊達邸別館において新型コロナウイルス感染症の予防策を十分に講じた上で実施をする予定でございます。

また、最小限の人員での実施となりますことから、ICT技術を駆使をし、配信などを行うなど広く町民にも御覧をいただけるよう工夫を凝らしてまいります。

以上、歴史兄弟都市盟約締結についての行政報告とさせていただきます。

失礼いたしました。一部間違ったところがありました。当別の歴史を伊達藩と申したみたいですが、仙台藩の誤りでございました。訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） これで行政報告を終わります。

なお、先ほど冒頭で申し上げればよかったのでありますけれども、ただいま行政報告を副町長にさせていただきましたが、町長のほうから自治法121条の規定に基づきまして出席できない旨の届出をいただいております。議長としてはこれを受理をさせていただいておりますし、これまでの経緯、経過につきましても会派長会議、そして議会運営委員会、先ほどの議員協議会でも皆様のご理解をいただいているということでございますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 続きまして、日程第5、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） 議員提案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和2年9月8日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子、同じく、当別町議会議員、高谷茂、同じく、当別町議会議員、古谷陽一、同じく、当別町議会議員、山崎公司、同じく、当別町議会議員、鈴木岩夫、同じく、当別町議会議員、西村良伸。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

内容につきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。

議会議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 続きまして、日程第6、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎君。

○6番（山崎公司君） 議員提案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

令和2年9月8日提出。

提出者、当別町議会議員、山崎公司。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく、賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子、同じく、当別町議会議員、高谷茂、当別町議会議員、古谷陽一、当別町議会議員、西村良伸。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう強く要望する。

記、1、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

別紙をご高覧いただきたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の申出がありました。質疑を打ち切って討論に移ることで進めさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書については反対です。

理由を述べます。要望事項2の高規格幹線道路については、バブル期の1987年の第四次全国総合開発計画、いわゆる四全総で決めた高速道路建設、98年の新全国総合開発計画、いわゆる五全総に基づく地域高規格道路計画に沿って推進されているものです。バブル期と経済情勢が大きく変化している今日、真に必要なかどうか、地方の人口減少に伴う中、費用対効果などを精査すべきです。新型コロナウイルス感染対策に国も地方も膨大な財政を投入し、厳しい財政運営を強いられてきています。今求められている道路整備は、新規の道路建設より、高度成長期のときに建設され老朽化が進み、改修時期を迎えている道路、橋梁、トンネル、歩道、安全施設などの維持、補修を優先した事業です。また、地域によっては貴重な動植物に被害を加えることもあるかと思えます。よって、2の削除を求めてきましたが、削除が受け入れられなかったので、反対します。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

岡野君。

○14番（岡野喜代治君） 議長のお許しをいただきまして、賛成の立場から討論に加わらせていただきます。

ただいま反対の討論がございましたけれども、提案者が申し上げましたように提案理由の中で北海道は美しい自然環境、広大な土地、そして海に恵まれ、資源が非常に豊富だと。そういった中で、北海道の食料の自給率も200%を超えております。そういった農業関係あるいは水産業におきましても根室、花咲とかいろんところで日本の漁港の拠点として大きく活動されている、そういった状況がございます。

今コロナ禍ということで、非常に流通が低迷してきております。加えまして、北海道はJR貨物がこれから縮小していくという話もございます。また、航空業界におきましても、客数が少ないということで、それに伴う貨物便の輸送がますます減ってきている現状にあります。そういったことを鑑みますと、これからますます道路網の発達、整備、これにより流通は非常に大切になってくるというふうに考えております。そういった中で、その基本となります道路網の整備につきましては、これは基幹道路から市町村道路まで全てをきちっと整備した上での流通はこれから求められると思っております。

以上のような理由から、この意見書につきましてはぜひ皆さんご賛同の上、採択をいただけるというふうに思っております。

以上、私からの賛成討論といたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） お座りください。起立多数です。

よって、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

若干訂正いたします。ただいま議員提案第2号についてと申し上げましたけれども、議員提案第1号、第2号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任をお願いいたします。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） では、次に移ります。日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

文書番号、請願第1番、種苗法の「改定」案の廃案を求める意見書の採択を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 当別町議会議長、後藤正洋様。

種苗法の「改定」案の廃案を求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名、当別町農民同盟委員長、堀梅治、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員は、私であります。

請願趣旨、先の通常国会に種苗法「改定」案が提案されましたが、札幌市議会や苫小牧市議会などから慎重審議を求める意見書が決議されるなど食の安心安全への懸念が広がり継続審議となりました。

政府は提案理由として、一つは、農家の自家増殖を規制することで、イチゴやシャインマスカットなどの優良品種の海外流出を防げること。二つは、自家増殖は種苗会社が新品種を育成する意欲を失うので、許諾制（許可制）にするということです。

しかし、2017年11月、農水省が「海外流出を防ぐには海外で品種登録を行うことが唯一の対策」と答えているように、自家増殖の規制では海外流出防止になりません。いまでも多くの農家は種苗費に多額な支出をしており、種苗会社は利益を求めて新品種開発にしのぎを削っています。

現行の種苗法は、種苗を開発した育成者の権利（育成者権）と農家の権利（自家増殖）のバランスを考慮してつくられた法律であり、「改定」する理由がありません。育成者権と農家の自家増殖は車の両輪であり、どちらかに偏れば農業という車は回らなくなります。

遺伝子組み換えやゲノム編集の技術で品種改良を行えば新たな育成者権が生まれ、農家は高額な種子代金を毎年支払い続けることになり、新たな負担となります。

農家が自家増殖して育成してきた多種多様な品種と栽培技術が失われることは、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化や食の安心安全を願う多くの消費者の願いにも反することになります。

よって、国会及び政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより農業者並びに消費者の声を広く聞くとともに、種苗法「改定」案は廃案にするよう強く要望します。

請願事項は、1、種苗法「改定」案は廃案にすること。

以上です。ぜひ当別町の農業をさらに強くするためにも慎重審議でご判断していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 紹介議員の説明が終わりました。

ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。



◎休会の議決

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、明日から9月10日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会します。

9月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時33分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回当別町議会定例会 第2日

令和2年9月11日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 令和元年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和元年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

副 町 長	増 輪 肇 君
町長公室長	長谷川 道 廣 君
総務部長	一 宮 直 人 君
総務課長	長谷川 明 君
財政課長	佐 藤 剛 一 君
企画部長	熊 谷 康 弘 君
企画部参与	三 上 晶 君
事業推進部長	乗 木 裕 君
住民環境部長	山 崎 一 君
福祉部長	江 口 昇 君
経済部長	高 松 悟 志 君
建設水道部長	吉 尾 雅 昭 君
会計管理者	小 出 真 二 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教育部長	大 畑 裕 貴 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君

係 長 瀬 戸 貴 裕 君
主 事 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 西村良伸君

10番 古谷陽一君

を指名いたします。



◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第2、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 令和元年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を令和2年7月28日から8月4日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくとするものであります。

次に、認定第2号 令和元年度当別町水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度当別町水道事業会計決算を令和2年

6月24日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

なお、令和元年度決算におきます地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、4つの指標につきまして、1つ目の指標、実質赤字比率及び2つ目、連結実質赤字比率については、介護サービス事業特別会計に赤字が生じてはいるものの、それ以外の会計は黒字であることから、判断比率は算出されません。3つ目の実質公債費比率は10.5%で、早期健全化団体となる基準の25%をクリアしております。4つ目の将来負担比率については64.9%となっており、こちらも早期健全化団体となる基準の350%をクリアしております。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも、両会計ともに黒字となっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は、全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 次に、監査委員の報告を求めます。

米口代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） おはようございます。決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度当別町一般会計及び各特別会計について令和2年7月28日から令和2年8月4日までの実質5日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度当別町水道事業会計について、令和2年6月24日の1日間、稲村監査委員とともに慎重に審査を行いました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。ただし、当年度会計期間において職員が不適切な会計処理を行うという非違行為事案が発覚し、町民の信頼を損ねたことは誠に遺憾であり、残念なことであります。今後町政に対する町民からの信頼を回復するために実効性のあるチェック体制を確立するよう監査委員として強く要請をいたしました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定

第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時13分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

委員長、古谷陽一君、副委員長、秋場信一君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

古谷君。

○令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（古谷陽一君） ただいま令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置されまして、委員長の指名をいただきました古谷でございます。大変厳しい財政状況の中での決算審査となりますが、秋場副委員長とともに職責を果たしてまいりたいと思っております。次年度につながる大事な決算審査特別委員会でございますので、議会の規則にのっとり、効率的かつ有意義な決算の審査、審議となりますよう、議員各位、理事者、参与の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託いたします。

お諮りいたします。令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、明日から9月15日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、明日から9月15日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日から9月15日までを休会とし、9月16日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

(午前10時17分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回当別町議会定例会 第3日

令和2年9月16日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

副 町 長	増 輪 肇 君
町長公室長	長谷川 道 廣 君
総務部長	一 宮 直 人 君
総務課長	長谷川 明 君
財政課長	佐 藤 剛 一 君
企画部長	熊 谷 康 弘 君
企画部参与	三 上 晶 君
事業推進部長	乗 木 裕 君
住民環境部長	山 崎 一 君
福祉部長	江 口 昇 君
経済部長	高 松 悟 志 君
建設水道部長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	大 畑 裕 貴 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	瀬 戸 貴 裕 君

主 事 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 西村良伸君

10番 古谷陽一君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） これより一般質問を行いますけれども、本定例会につきましては、町長が病気療養中のために町長の出席といえますか、欠席届が出ておりますので、町長の答弁につきましては副町長が行いますことを議員の皆さんにも運営委員会、そして議員協議会の中でもご理解をいただいておりますことを申し添えておきます。

それでは、一般質問を行いますけれども、質問順序はお手元にお配りいたしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、佐々木君の質問です。

佐々木君。

○2番（佐々木常子君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

7月17日、毎年策定される骨太の方針が閣議決定されました。今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動を両立する新たな日常の実現という目標を掲げ、重点施策が列挙されています。国民の命と暮らしを守るという視点では、激甚化、頻発化する自然災害などに備えるため、防災、減災、国土強靱化の重要性を強調、2020年度で期限を迎

える3か年緊急対策後も予算を十分確保し、災害に屈しない国土づくりを進めていくとしました。

初めに、防災、減災対策について。熊本の豪雨災害など、準備を重ねていてもさらに大きな災害が起こっています。特別警報の発令や解除、引き続き氾濫被害に見舞われる危険が大きい場合、河川の最高水位の見込みや到達時間などの公表など、情報発信は非常に重要であります。住民が正確に理解して、どう行動すべきかを適切に判断できる情報発信を心がけなければなりません。また、町民も警戒レベルに応じた対応について、避難先や持ち出し品、家族への連絡手段、防災情報の入手方法など、平素から備えを進めなければなりません。一昨年の胆振東部地震の折、広報車が回っていたのは分かったが、何を言っているのか分からなかったという方がたくさんいらっしゃいました。緊急時には町民の方々にできるだけ早く、分かりやすくお伝えしなければなりません。緊急防災ラジオが有効ではないかと思えます。FM、AMラジオを受信しているとき、緊急警報信号や緊急地震速報などを検出した際、あらかじめ設定された放送局へ自動的に切り替えて警報放送を受信する機能を搭載しています。また、電源を待機状態にすることで、これらの放送を受信した際に同じようにあらかじめ設定されたラジオ局の放送を受信できます。1分1秒を争う緊急時にいち早く反応することができます。当別町の緊急時の情報発信に非常に有効だと思えますが、お考えをお聞きます。

次に、茨城県石岡市では、災害時に視覚、聴覚障がい者が避難所などで着用し、必要な支援を受けやすくする防災ベストを希望者に配付しております。防災ベストの背面には目が不自由です、耳が不自由ですのどちらかの言葉を表記、正面にはヘルプカードを入れられるスペースがあり、夜間でも目立つよう黄色の蛍光色をベースとして反射板もついているそうです。障がい者団体との意見交換を踏まえ、災害時だけでなく日常でも使えるよう工夫を凝らしたそうです。障がい者の方にとっては着用することによって支援を受けやすく、知らない方にも分かっていただけで、安全にもつながると思えます。また、町田市や佐久市など防災バンダナを配付している自治体もあります。スカーフのような大きさが80センチから90センチ四方、四隅に目が不自由です、耳が不自由です、体が不自由です、支援が必要だと書かれており、目が不自由と書かれている角には視覚障がい者が識別しやすいようタグが縫いつけられています。手話通訳者支援ができますというバンダナもあるようです。緊急時混乱しているとき、障がいのある方たちの安全のため、当別町においてもこのようなベストやバンダナを用意することは非常に有意義だと思えますが、お考えを伺います。

次に、先ほどの骨太の方針の中で新たな日常を構築するための具体策として、大きな方向性は社会全体のデジタル化の加速である。今後1年間を集中改革期間と明記、特に行政手続のオンライン化を進めると発表されました。当別町としてもいろいろと進めており、10月くらいから本格的に取り組むとお聞きしましたが、行政手続について質問させていただきます。税や保険料、公共料金などのキャッシュレス決済について。軽自動車や国民健

康保険税、介護保険料、上下水道料など町民が納税しやすくするためにキャッシュレス決済を導入するべきと考えます。埼玉県加須市では、スマートフォン決済アプリ、ペイジーを導入しました。銀行やコンビニに行かなくても支払いができるようになりました。利用方法は、アプリをダウンロードし、氏名、生年月日、銀行口座などを事前に登録、アプリを起動してスマホのカメラで納付書のバーコードを読み込むことで登録した銀行口座から支払い、決済が完了する。愛知県豊田市でもペイジーを導入しており、バーコード支払いができるラインペイ、ペイペイも今年度中に導入予定だそうです。ぜひ当別町においても町民の皆様が納税しやすくなるように24時間キャッシュレス決済を導入するべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、遺族の手続について。3月に質問したお悔やみ窓口を開設していただき、町民の皆様からもあそこにあったね、できたのだねと喜んでくださる声をいただきました。ありがとうございます。香川県三豊市では遺族の手続をICTを活用し、負担を軽減してこうとタブレット端末を活用した遺族の手続システムの運用を開始しました。来庁した遺族がタブレット端末の使用に同意した上で職員が口頭で聞いた住所、氏名などを端末に記入、最後に遺族が署名すると、入力した情報が各種書類に転記され、記入内容が役場内で共有される仕組み。これまで何枚もの書類に住所、氏名などを繰り返し記入する必要があったため、遺族と職員双方の負担になっていたが、一部の手続で済むようになったそうです。本年5月、内閣官房情報通信技術総合戦略室は、遺族が必要となる手続を抽出できる新システム、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを開発、提供を始めました。ぜひ当別町でも遺族の手続にICTを活用していただきたいと思います。お考えを伺います。

次に、母子手帳の電子化について。全国で200以上の自治体で導入されている電子母子手帳アプリ、母子もは、子どもの成長記録や予防接種の予定などを一括管理、家族間でアプリを通して成長記録を共有できるため、市外に住む家族も成長を見守ることができる。町から子育てに関するイベント情報なども配信され、アプリストアから無料でダウンロードできます。当別町の子育てが少しでも楽しく、便利になってほしいと思い、ぜひ導入をご検討いただきたいと思います。お考えを伺います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの佐々木君の質問に対する副町長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） おはようございます。一般質問の冒頭でございますけれども、今回町長が不在という形になりました。本当に大切なこの一般質問の場を私、副町長にお預けをいただきましたこと、議会の皆様方に深く感謝をしているところでもございます。事前に町長ともすり合わせをさせていただいて、ご答弁をさせていただきます。しっかりとした答弁になりますように心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、それでは質問にお答えをいたします。

佐々木議員の一般質問にお答えをいたします。まず初めに、災害発生時に町民に対し正確にかつ迅速に情報を伝える、この取組についてのご質問でございます。緊急時におきます避難情報の住民への伝達手段について、現在町内会長への電話、ファクス、町ホームページへの掲載、お話しいただきました広報車、緊急車両による巡回放送のほかにJアラートやLアラートをはじめとして当別町防災情報一斉メール配信、またヤフーの防災速報といったものを活用して、テレビ、ラジオ、個人へのスマートフォン、携帯電話を介して一斉に情報発信を行う体制となっておりますけれども、議員ご発議の緊急防災ラジオについても災害情報を速やかに入手できる手段として有効なものの一つと認識をしております。ただ、このほかにもコミュニティーFMであったりケーブルテレビ、こういった様々なツールがございまして、当別町といたしましてどういったものがより効果的なものなのか今後も研究を進めてまいりたいと存じているところでございます。

次に、防災ベスト、防災バンダナを用意してはどうかというご質問でございますけれども、町では2年ほど前から北海道が推奨しておりますストラップ型のヘルプマーク、実はこれなのですけれども、こういったものを北海道が推奨しているということもございまして、普及を進めているところでございます。これを身につける、またはバッグ等々に取り付けるということで必要な支援をさりげなく受けられるように、また身につけている方を見かけた場合には思いやりのある行動を取っていただけるようにということで啓発を行っているところでございます。また、災害時や緊急時などに周りの手助けを求めたいときなどに提示をする携帯型のヘルプカード、これは議員もおっしゃっていただいたと思うのですが、こういったものです。こういったものを現在配布をしております。したがって、議員ご発議ございました防災ベスト、バンダナといった部分を備蓄品として町が用意するといった考え方は現在のところございませぬというふうにご答弁を申し上げたいと存じます。

次に、税や介護保険料、公共料金などのキャッシュレス決済の導入についてであります。これまで税等納付機会の間口を広げていくということのために窓口納付、口座振替に加えてまして夜間納税相談であったりコンビニ納付、こういったものを導入してまいりました。今般急速に利用が進んでいるキャッシュレス決済は、納付手段の多様化、利便性の向上といった点で非常に効果的な手段だというふうにご認識をしております。特にスマートフォンの決済アプリ、議員もおっしゃっていましたが、窓口に出向く必要もなく、また居場所、時間に左右されることもなく、さらにクレジット納付よりも決済手数料が安価とな

るといった導入コストも抑えられるといったメリットもございますので、町としても注目をしているところであります。また、全国銀行協会でもQRコードを使った決済アプリの導入に向けた動きがありまして、銀行界で普及を予定をしておりますスマホ決済、バンクペイといったものを使った決済サービスを令和3年度に一部自治体で先行して活用するという情報もございます。今後ますます電子マネーなどを利用した公金収納が加速をするというふうに考えております。こういったことから、当別町といたしましても税をはじめとして介護保険料、公共料金の納入に関わるキャッシュレス化、当然の流れというふうに認識をしておりますが、このシステム、いかに導入初期段階ということもありまして、例えば支払い済みのバーコードをもう一度読んでしまう。そうすると、二重払いという部分も懸念をされるわけで、こういった様々な課題が想定をされている段階ですので、まずは先行導入をする自治体の課題ですとか係るコストといった部分、様々な情報収集を行い、鋭意研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、遺族手続のICT活用についてのご質問でございます。ウィズコロナの状況下におきまして、ICT活用というのは重要なテーマでございます。国におきましても、マイナンバーを活用して行政手続のオンライン化を進めるということで、このスタートラインに立ったところだというふうに認識をしております。議員からのご指摘もいただきました遺族手続に関しましては、いろいろな部署でお名前、住所、またお亡くなりになりました日付といった部分を何度も書かなければならないというふうに聞いてございまして、煩雑さという部分は確かにあるのだろうというふうに思っております。これをICTを活用することで遺族、職員双方の負担軽減が見込まれますし、かつ利便性の高い窓口サービスの提供につながると、これはもう間違いのないことでございますので、これにつきましてはICT化、マイナンバーといった部分も参考にさせていただきながら国の動向に注視をさせていただいて、今後も広く導入に向けた研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、母子手帳の電子化についてのご質問です。母子手帳アプリにつきましては、先ほどアプリのお名前だったのですが、母子モということのようでございます。電子アプリにつきましては、母子モという部分のアプリを含め、多くの無料アプリが利用可能となっております。当別町でも保健師さんがアプリを導入してみたいという方にそれぞれ情報提供を行っているという現状であります。ただ、アプリを入れたからといって従来の紙の母子手帳がなくなるわけではありませんので、これはあくまでも補完的な使い方をされているというふうに考えております。この母子手帳のアプリに関しては、基本的な機能としては予防接種のスケジュール管理、その他の通知機能、ポップアップをして携帯のほうに上がってくるという機能ですけれども、こういったものがありまして、アプリを利用される方というのはこういった機能をそれぞれの必要に合わせて選択をされていると。アプリによっていろいろ機能に優劣というのでしょうか、そういったものがありますので、私はこっちのほうがいい、私の場合はこっちのほうがいいというようなことがきっとあるのだと思

います。町としては、アプリをこれと、例えば母子モというふうに指定をすることもないだろうというふうに思っておりまして、使いやすいものをまず試していただいて、これでよいのではないかという考え方で電子化を進めております。あわせて、行政とコミュニケーションやお知らせについては、当別町の規模で申しますと対象者まだ少数でございますので、子育て中の方に対して保健師がゆとろでの面談や電話相談、妊婦訪問、新生児訪問など、きめ細やかな対応が行われている現状となっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 佐々木君。

○2番（佐々木常子君） ありがとうございます。

防災、減災のほうで防災ラジオの話なのですが、いろんな形で情報発信はされていますけれども、コミュニティFMという話は前もありましたけれども、なかなかコスト的に町としては厳しいというふうなふうに伺っていたのですが、そういういろんなことを合わせると、防災ラジオというのは非常に有意義だなというふうに思っているのですが、ほかの市町村とかでは障がい者の方とか自治会長などに配付しているところ、または補助をして、6,000円ぐらいなのなのですが、補助をして販売しているところとかいろいろあったのです。そういう部分では、ぜひまた今後も検討していただきたいというふうに思います。質問というか、質問ではないというか。

○議長（後藤正洋君） それについて考えを聞きたいということですね、検討してもらいたいということですね。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 防災ラジオの関係でございますけれども、おっしゃっていただきましたように、コミュニティFM、もともとこういった防災の関係の情報伝達については防災無線といった部分も議会でも議論もされたこともございました。これについて当別町に関しては、南北に47キロとか48キロとかあるという部分含めて、また本町側と太美側があるというような、市街地があるというようなことで、防災無線等々を使うという部分については非常にコストがかかってくるだろうということを考えておりました。その中で生まれてきたのがコミュニティFMでありました。前段の議会の中でも、町長答弁の中でもお話をさせていただいている部分については、このコミュニティFM、非常に有効だというふうに現在思っているところでございますけれども、これを運営していただくような事業者、この方々の経営を見ていくと、なかなか潤沢な経営ができていないのではないかというようなことがございました。これを町として支援をできるのかといった部分が今課題となっているところであります。これについてはもう少し時間をいただきながら検討をさせていただきたいというふうに思っているところであります。ラジオに関しての、例えば全戸ということではなくて、障がい者だとか町内会といった部分に先行してというふうなお話がございましたけれども、これについてはその効果といった部分を検討もさせ

ていただきながら、確かにラジオ、町内会に1台がいいのか2台がいいのかといった部分はあるのかもしれませんが、これについてはしっかり防災部局ともご相談もしながら、導入をしたときにその効果がどうなのかという部分をしっかり検証させていただいて結論を出していきたいなというふうに思っているところでもございます。コミュニティFMについて、これが時間も非常にかかるということであれば今のお話も当然考えていかなければならない案件かなというふうには思っております。

○議長（後藤正洋君） 佐々木君。

○2番（佐々木常子君） ありがとうございます。

もう一つなのですが、防災バンダナの話なのですが、赤いやつです。赤だから、目立つとも言えるのですが、さりげなく分かるというのもすごくいい部分かなというふうにも思ったのですが、確かにあまり分かれたいくないという方もいらっしゃると思うので、それはそれでいいのかなというふうにも思うのが1つと、もう一つ、すごく混乱していて大変な中であっては、分かりやすいという部分でいくと防災バンダナと違って非常に大きく背中から見えるので、安全とかいう部分では非常に有意義かなというふうに思ったのです。そういう部分も併せて、すみません、またぜひ検討していただけたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 要望でいいですね。

以上で佐々木君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、鈴木君の質問です。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、種苗法改定について伺います。種苗法が改定されようとしています。現行の種苗法は、種苗を開発した育成者の権利、育成者権と農家の権利、自家増殖のバランスを考慮してつくられた法律であり、改定する理由がありません。改定案は、農家の権利として認めてきた自家増殖を一律禁止するというものです。禁止対象になる登録品種を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることとなります。負担増になることは避けられません。人類は、種の選抜や改良など繰り返

返し、食料生産を発展させてきました。その営みを担ってきたのが農業者です。自家増殖の禁止は、農業者を種苗の単なる利用者、消費者としか見ず、長年の農業者の大事な営みを否定するものです。国際社会は、育成者権の強化を目的とした条約でも農業者の自家増殖を認めています。改定案は、この流れに逆行します。また、主要農作物種子法廃止や環太平洋連携協定、TPPの受入れと併せて2017年に制定された農業競争力強化支援法といった一連の流れを見れば、改定の狙いが優良な種子を安価で提供する公的事業を縮小させ、企業の利益のための私的品種開発に比重を移すことにあるのは明らかです。種苗法改定による当別農業への影響について伺います。

国に対して改定をしないよう申し入れるべきと考えるが、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。安心して社会、経済活動を進めるために少なくとも医療、介護施設、学校、保育所、もちろん役場など、ライフラインを支える方々については抗体検査、PCR検査が必要ではないかと6月議会で町長と議論をしました。町長は、答弁で検査の必要性については全く同じ意見である。蔓延を防ぐには感染者の特定が必要である。町独自の実施については、江別の検査センターが使えるので有効利用されたいが、まだまだ課題がある。抗体検査は医療大学が独自に行うが、町としても協力したいとしました。その後医療大学では唾液によるPCR検査が可能になり、実施に意欲を見せていると聞きます。医療大学の検査能力を活用できるよう町独自の実施を引き続き努力すべきと考えるが、伺います。

検査の数を抜本的に拡充すれば陽性者の数は増えます。その際、養成者をはじめ濃厚接触者、その家族などを含め様々なケースに対応できるシステムづくりが必要となってくるでしょう。まずは軽症者の隔離、保護施設を確保できるよう引き続き努力すべきと考えるが、伺います。

9月の中旬となり、気温も一気に下がってきました。冬を前にインフルエンザの流行と新型コロナウイルス感染症が重なってやってくるのではないかと警鐘が鳴らされています。町内医療機関においても大変難しい対応が迫られてきます。また、重症化のリスクが高い高齢者の不安も大きいことでしょう。発熱外来の設置について6月議会での町長答弁では、発熱外来は医療崩壊のリスクを伴うので、電話相談で判断した上、指導、支援を行うようになるとしていました。しかし、聞くところによると札幌市では現在でも発熱外来を実施している医療機関ではこれ以上患者の受入れは困難だということだそうです。今後江別市においてもそのような事態が起きるのではないかと想像するに難しくありません。インフルエンザの流行と新型コロナウイルス感染症が重なってやってくるという事態を想定して備えておく必要があるのではないのでしょうか。どのような方法があるのか。保健所や医師会、医療大など関係機関と相談し、町独自で発熱外来を設置できるよう引き続き努力すべきと考えるが、伺います。

町内医療機関におけるインフルエンザワクチン確保が例年どおりだと不足すると言われていています。町として医師会と相談するなど十分確保されるよう努力すべきと考えるが、伺

います。

医療手袋をはじめ感染防止器具や機材などが諸外国の買占めによる影響で入手しづらく、入手できたとしても例年の価格の数倍の値段で購入しなければならない。受診控えや医師、看護師、職員の確保が困難な事態が続いていると聞きます。しかし、この状況は収まる様子がありません。そんな中の今回の補正予算、当別町医療機関等臨時支援金を評価したいと思います。大変喜ばれております。10日の産業厚生常任委員会では医療機関の減収は昨年に比べ400万円から500万円との聞き取り結果も示されました。町民の命と健康を守るためには町内における医療、介護崩壊を経営面からも絶対に防がなくてはなりません。医療、介護施設への経営支援を拡充すべきと考えるが、伺います。

最後に、地域交通政策について伺います。現在本町では当別ふれあいバス、市街地予約型線バス、デマンドバス、青山線予約型バス、当別M a a Sプロジェクトなど、町民の地域コミュニティ内の移動の確保のため、種々の取組が町民のニーズに応えられるよう実施されています。そんな中、蕨岱地区などにも巡回バスの運行を、堀江病院廃院に伴い、当別江別線の復活をとという声が上がっています。ますます進行する人口減少や高齢化に伴い、郊外の交通空白地における特に高齢者など車を運転できない交通弱者の移動の確保、買物、通院など日常生活を維持するため、地域コミュニティ内の移動の確保が課題としてあると考えます。今後どのように改善しようとしているか伺います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） ただいまの鈴木君の質問に対する副町長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、種苗法改正につきまして、農業を主産業と標榜する町といたしましてこの議会の場で議論の機会をいただきましたこと敬意を表する次第でございます。次期国会におきまして審議される予定とのことでございますので、町としてもこの審議注視をしまいたいと考えております。ご質問いただきました種苗法の改正によりまして当別農業への影響といった部分でございますけれども、日本の食料基地であります北海道では、安心、安全、そして品質の高い農産物を消費者に届けるという使命の下、種苗は、種、苗です、は自家増殖をするのではなくて購入をするというのが大前提となっているというふうに思います。購入する種苗は、一般的に病害を防止をし、安定をした収量を確保できるというふうに言われておきまして、健全な農業経営には必要不可欠な経費、営農計画を立てる際も種苗費といったものをしっかり見込むということが求められているというふうに存じてございます。町内の農業におきましても米、麦、大豆、近年カボチャといった部分が主産品となつてございまして、自家増殖を行っている農業者、極めて少ないというふうに認識をしております。今回の法改正によりまして、本町農業への影響、これは少ないのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、国に対して改正をしないよう申し入れるべきというご質問ございましたけれども、

繰り返しになりますけれども、国会でも審議もございますので、この動きを注視をしておくとともに、国際的な種苗の権利に関する考え方と、いわゆるグローバルな種苗の考え方といった部分も研究をさせていただいて、しかるべき対応をいたしたいというふうにご考えているところでございます。

次に、コロナ対策について、北海道医療大学の検査能力の活用といった部分に関するご質問でございます。まず、PCR検査等の体制の充実策につきましては、北海道は新型コロナウイルス道内第3波に備えてPCR検査数をこれまでの1日最大1,800件から2,620件に増やすということを表明をしております。また、札幌市は市内全10区にそれぞれ発熱外来を数か所ずつ新たに設置をするという方針を示し、さらに江別保健所管轄では6月に江別市のPCR検査センター、10月には石狩市での開設が予定をされるなど、全道的にこの検査体制の拡充が進んでおります。一方、北海道医療大学のPCR検査の取組については町と大学の連携、協議の中で情報共有を図ってきておりますけれども、研究機関であるという大学にPCRセンターを設置するという研究推進事業、これを進めておまして、これに町も何らかの形で参画をし、町民向けの検査体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、軽症患者の隔離、保護施設に関するご質問でございます。医療機関の負荷を下げる、かつ重症者の適切な治療を確保するという一方で、無症状者、軽症者については札幌市内の宿泊施設をこういった隔離、保護施設にするという方針となっておりますけれども、町内にもそのような施設が必要となった場合を想定をし、既に町内の宿泊施設には協力依頼をいたしている状況です。今後協力をお願いする際の具体的な要領、費用の積算、当然協定が必要になりますから、この協定の内容などについて協議を進めてまいるとともに、北海道に対しまして必要な手続の確認、これを行ってまいりたいということでございます。

次に、発熱外来に関するご質問でございますが、発熱外来につきましては医療機関がコロナ感染症という診断をする際は胸の写真を撮る、いわゆるレントゲンではなくてCT設備というのが必須条件となります。現状では町内の医療機関では対応ができないという状況でございます。町民が発熱をした場合は、まずは町内の医療機関や江別保健所に電話で症状をお伝えをいただいて、PCR検査を含めスムーズな診療ができる体制、これが構築できるように今後も関係機関と協議を進めてまいります。

次に、インフルエンザワクチンの確保に関するご質問でございます。厚生労働省の専門部会では、インフルエンザワクチンの供給見込み量は前のシーズンより7%増加をしております、ワクチンはここ数年で最大の供給量となるとの見解を出しております。ただし、ワクチン自体は10月以降の供給となりますので、殺到するというのも当然考えられます。計画的な、効率的な供給を医師会等に求めてまいりたいというふうにご存じております。このような状況を含め、ご指摘もいただきましたけれども、医師会としっかり協調して各医療機関のワクチンの保有状況を確認をしながら町民への周知を図ってまいりたいというふうにご考えています。

次に、医療、介護施設への経営支援を拡充をすべきというご意見、ご質問でございましたけれども、医療機関、介護施設ともに新型コロナウイルス感染症のリスクと常に向き合いながら日々継続をして医療、介護サービスを提供いただいております、町といたしましても頭の下がる思いでございます。そのような中で、さらに感染予防対策として様々な器具等を購入をする、こういったことでの経済的な負担の増加、また受診及び利用控えにより経営面での影響を受けている状況と認識をしております、本定例会におきまして町独自の追加支援策として医療機関及び介護、障がい福祉施設への臨時支援金、これを予算化をさせていただいて計上させていただいているところでもございます。この支援策につきましては、これまでの感染予防策の結果として町内において感染者の発生及び拡大が抑えられているということに対しての経営面での支援並びにご苦勞をおかけをしているといった部分の感謝の念といった部分も込めさせていただいているところでもございます。今後コロナウイルスがどのような感染状況になっていくのか予測しにくいところではございますけれども、医療機関及び介護施設におきます感染予防対策については、これからも最重要の位置づけというふうになりますので、感染状況と医療機関等の状況把握のクロスチェック等々行いまして、町としての必要な支援について検討を行ってまいりたいと存じます。

最後に、地域公共交通政策についてでございます。まず、郊外、特に高齢者など車を運転できない方々の移動の確保でございますけれども、平成27年より町内18エリアにてデマンド型のバス、予約型のバスになりますけれども、これをスタートをさせました。翌年にはこれをよりご利用いただけるふうなことを考えまして、蕨岱を含む21の地域へとエリア拡大をさせていただいて利便性向上に努めてございます。また、バスロケーションシステム、バスが今どの辺を走っているのかといった部分をリアルで見れるというようなものとかMaaS、モビリティアズサービスといった部分、そして地域の方々に公共交通の必要性和積極的な利用を促進するモビリティマネジメントといった部分、様々な取組を展開をしているところでございます。そもそもコミュニティバスについては、平成18年に地域の足の確保が高齢化時代を見据え、持続可能なまちの姿につながるのだという高い理想を掲げて運行を始めたものであります。最終的には補助金などに頼ることなく、運行収入により自立運営を実現できるということを目指して運行をしております。日頃からバスに乗るという習慣のない町民の皆さんにバスが走っている、バスがあるのだという部分認識をしてもらうために、これまで様々な事業に取り組んで約15年ほどが経過をいたしました。ただ、いまだ自立運営というふうなことにはならない状況になってございます。このような状況の中で、郊外のいわゆる交通空白地、空白地という言い方はあまりしたくないのですけれども、交通弱者の移動の確保といった部分が近年こういった問題がクローズアップをされてきております。議員もご理解いただけるとおり、郊外定時路線バスといった部分を運行するということになりますと、当然利用人数は市街地よりも少なくなり、先ほど申しました自立運営という部分とは逆行するということになりますけれども、バス事業を含

んだ公共交通全体の中でこういった部分、端的に申しますと赤字の部分といった部分を補填をしていくという考え方が今後必要になってくるのだらうなというふうに考えています。いずれにいたしましても、町の公共交通なくてはならないものというふうに認識をしております。地域の皆さん方ともっともっと知恵を絞って、今後ますます困難となります個人の移動手手段の確保といった部分に向かって様々な施策を展開をしていく考えでもございます。議員各位におかれましても町の公共交通確立に向けてご協力賜りますようお願いを申し上げ、鈴木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 再質問させていただきます。

1点目の種苗法についてです。しっかり注視していきたいという答弁をいただきました。これからも私たちもしっかり見て、また勉強もしながらというふうに思います。ただ、少し認識について本当にこれでいいのかというところがありましたので、そこについて少し、町長いないから、議論というところでは難しいのですが、こういう課題があるのではないかとということで提起したいのは、2017年に米や麦について、農林水産省は知的財産戦略本部で稲、麦の品種育成に対する民間参入が期待されるが、自家増殖は障害だということを発表しているのです。そういう意味では、本当に当別は米、麦が主産地ですから、品種改良が今も熱心に行われているわけですが、これが民間に移るといったときに許諾料の問題、これかなり跳ね上がると。例えば、これは十勝でシンポジウムが行われたわけですがけれども、公的機関も参加して行われたシンポジウムですがけれども、今シロシストセンチュウがジャガイモではやっております、これに対して抗シロシストセンチュウという種芋を作るということで10年かかったのです。民間もやっております、その許諾料100倍するというのです。そういう意味では、影響が少ないのではないかとという答弁でしたけれども、ここについては引き続き議論していききたいと。かなり大きくなるのではないかと我々認識していますので、ここについては引き続き議論していききたいなというふうに思います。ということで、注視していききたいという答弁いただきましたので、議論していききたいということで、これについては再質問といたしますか、そういうことで終わりたいと思います。

新型コロナウイルスの感染症対策についてお伺いします。これも非常に前向きな答弁をいただいて、本当に引き続き努力していただきたいなというふうに思うのですが、1点目の医療大学の検査能力を活用する努力という問題で、これ副町長の答弁で北海道の検査能力について答弁ありましたけれども、あくまでも行政検査なのです。6月も、また9月も私が質問しているのは、もちろん質問している内容は行政検査になればいいけれども、今のところ国は認めていないのです。発症した、その濃厚接触者やその地域までは広がりませんでした。だけれども、質問している、発症はしていないけれども、ライフライン支える部分については心配だから、経済活動を進める上でも定期的にやったらどうかという社会検査なのです。きっと推測するには医療大学の検査能力活用できるというふうになったときには行政検査でなくて社会検査に当たるのではないかとというふうに僕は思って聞いていたの

ですけれども、そういう捉え方で間違いありませんか。

○議長（後藤正洋君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） お答えをいたしますけれども、おっしゃるとおり、検査能力、北海道も含めた部分は行政検査という形で、通常保健所は関わっていないという部分だと思っています。これに対し、医療大に関してはあくまでも、社会検査と今おっしゃいましたけれども、町民等の心配を払拭をするというような形の中で、行政検査ではないというふうに私たちも理解をしているところであります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。本当に医療大学が当別にあるということが今回ほどありがたいことはないなというふうに思いますので、ぜひ医療大学の能力を大いに町民のために活用していただくということで引き続き頑張っていただきたいなというふうに思います。

では次、最後の地域交通政策について再質問させていただきます。副町長の答弁の中で15年たったと。自立という点ではなかなか難しいということで、しかし人口減少や高齢化、それに直面したときに自立ということだけでいいのかどうかと。本当に交通弱者中心とした方々の外へ出ていくと、元気に暮らしてもらうということでは総合的な地域交通政策、これしっかり町民のニーズ取り上げていけるような、そういうものをつくっていかねば駄目だと。そのために地域の方々とは知恵を出し合っていきたいという答弁がありました。そのとおりだなと思うのです。実際使うのは町民ですし、困っていることも町民思っていますから、町内会含めてしっかり住民の声を聞けるような、そういう話合いの場つくっていくべきだなというふうに思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） 交通政策について、先ほど自立をしていかなければならないというお話をさせていただいた。これについては、当別の場合は町だけでやっているわけではない、いわゆる全国の中でも非常に珍しい事業者と官民併せたという形で運行しているという形になっているわけなのです。ですから、町だけがこういったことをやりたいというお話はなかなかしにくいところが実はあるのです。ただ、前段でも答弁申し上げたとおり、もともと高い理想みたいなものを掲げて始めたのです。町に高齢者の方々が出ていく、これがイコール健康につながっていくと。今おっしゃったとおりであります。これを目指して進めてきているわけで、ただこの15年やってみますと、やはり町のつくりといいますか、変にすると5分、7分歩くと駅に着いてしまうとかというような感じの町ですので、そこで3分、5分バスを待たなければならないのかというようなこともきっとあったのだろうと思います。こういった非常に難しいところがあるのです。市街地については、プラス市街地だけではなくて、この頃は郊外の方々の足といった部分にもクローズアップがされてきている。これについて、おっしゃっているとおり、これは自立運行、いわゆる公共交通という部分だけではなくて福祉的な考え方を持っていかなければならないのだろうなという

ふうに思っています、あえてお話をさせていただいたのは、そういった部分、公共交通全体でというお話をしましたけれども、これについてはそういう意味合いを持っているというふうに思っています。おっしゃっていただいた全町民で知恵を出してという部分については、これ実は15年前から地域の住民の方々とお話はしているのですけれども、これ地域ごとにお話をさせていただいていた状況なのです。例えば市街地なら市街地だけ。こうではなくて、今こういう時代になりましたから、郊外の方と町場の方々というような組合せをつくったような形でお話をさせていただいて知恵を出していく、こんなこともひとつ考えていかなければならないのではないかな。また、行政ですから、どちらかという本町側と太美側というふうに分けてしまいがちなのですが、こういったことも垣根としてはまずいのかなというふうに思っています。入れ方いろいろあると思いますけれども、本当に住んでいるところ、年齢、性別等も含めて混在をさせたような説明会ですとか聞き取りだとかといった部分が求められているのかなというふうには思っています。こういった部分は今後しっかりとやっていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。決算委員会でも私質問したのですけれども、堀江病院がなくなって、それで救急対応も町内のお医者さん方が高齢化で休日診療もなくなるといった中で札幌の救急安心センターさっぽろに電話した方々が江別とか札幌とかどれぐらい行っているのだというような質問をしたのですけれども、それについては把握できていなかったわけですが、件数的には100件ぐらいあるわけです、差が。日曜診療、土日診療やっていたときの数から比べると100件ぐらいあるわけで、そういったニーズにしっかりと応えていくと、追跡調査もしながらしっかりと応えていくというのにはどうしたらいいのだろうかということを含めて、福祉的な観点というようなことで今答弁ありましたけれども、引き続き様々な観点から議論していきたいなというふうに思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切ります。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） 議長のお許しが出ましたので、質問させていただきます。

まず最初に、札沼線の、私はロイズ新駅という具合に言っているのですが、この構想に

ついでお伺いします。ロイズふと美新工場に増設するアミューズメント施設の集客が非常に大きく見込まれるということから、町も含めて一緒にこれを一つのまちおこしの材料にしていくということから、いろいろ今されていると思うのですが、率直に町民の側からすれば具体的に何がどうなるのかということを含めて明らかにされていないという具合に思っている人が多いと思います。そういう中で、なぜ私企業の増設工事を進めるふと美工場に関連した新駅建設に町が税金を投入しなければならないのかという意見を率直に言う方もあります。そんなことで、具体的にロイズふと美新工場、併設するロイズ新工場のアミューズメント施設、これはどういうものなのかということをお自身もあまり詳しく知らないで、この点をまず教えていただきという具合に思います。

それから、そういった意味で、その内容について町民の中に具体的に説明されていないという具合に思うのですけれども、そういった点について町民の意見を求めたことがあるかどうかということをお聞きしたいと思いますし、私6月議会で太美駅の跨線橋の問題、ハトのふん対策や駐車場が足りないということについての増設を求めたところ、ロイズ新駅を利用することも一つの方法ですというようなことをおっしゃられていたという具合に記憶しているのですが、こういった問題では特に私は立地適正化計画の中で太美駅周辺の再開発、駅周辺のいろいろな政策的なものが打ち出されているのですが、これで新駅との関係になりますと、そこら辺がどんな具合になるのかということが具体的に提起されていないという具合に私は思うのですが、その点についてまず考え方を伺いたいという具合に思います。

それから、2つ目でございますが、これ前にも一般質問したことあるのですが、しかしあまり改善されていないという具合に私聞いておりますので、改めてまた役場職員の途中退職についてお伺いしたいという具合に思います。どのような理由からなのか分かりません。公務員は身分安定していると、なりたい職業でも上位ランクに位置づけていると。退職理由はそれぞれでしようけれども、本当に地域のために意欲を持って難しい試験や面接に合格して我が町当別に奉職してくれた職員がその意に反して途中退職してしまう、これは本当に残念なことである。それが続いているということ自体が非常に気になります。特に私が気にしているのは40代が多いという具合に聞いておりますし、40代といえば職場でもベテラン職員としてそれぞれの部署で事務の牽引的な役割を果たす期待されている、そういった立場だと思います。しかし、一方では重責を伴う、そういったプレッシャーなど心の負担も大きくなって、プライベート面でも親の介護などそういった心配するいろんな面が出てくる世代でもあります。したがって、公私ともに心身的に気をつけなければならない、そういう状態だと思いますが、1つはそういう中で直近5年間、前にもたしか直近5年間という具合に聞いたと思うのですけれども、そういった意味でいえば継承していくためにも改めて直近5年間、定年退職以外で退職された職員の数をお聞かせ願いたい。それが離職率でいうとほかの自治体との関係で高いのか、低いのか、分かればそこら辺も含めて分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

それから、2つ目、働き方改革が叫ばれて久しいわけですが、役場内でのパワハラなどの対策、職場環境改善に対する取組、これがどのようにされているのか伺います。そういった点、ぜひ具体的な改善の中身について私はお伺いしたいという具合に思います。

それから、大きな3つ目ですが、町職員の不祥事、6月議会でも報告されましたけれども、不祥事がありました。本当に残念なことです。二度と繰り返してはならないという具合に思います。そういった意味で、ここから教訓をどう学ぶかということが私は非常に大事なことだと思うのですが、6月議会の中で相手の納品業者が1社なのか、2者なのか、あるいはそれ以上あるのかという質問について、それは弁護士とも相談したところ、お答えすることはできないというような答えがたしかそのときあったと思うのですが、私はそれでは本当に二度と繰り返さないという立場から見て、何が問題なのかということ、例えば納品業者が役所で使うことに疑問があるようなものまで注文されて納品しているというようなことになれば、その納品業者が役場の上司のほうに連絡して、これこういうことで受けたけれども、どうなのだろうかというような、そういうことも含めてやり取りがあって、未然に防ぐというか、そういうことが可能だと思うのですが、そういった意味でここら辺の教訓をぜひ、2番目ですが、についてそういったものも疑われるものなかったのかどうか、もし疑われた場合はそういった納品業者とのコミュニケーションというか、そういうものを気軽にできるような関係になっているのかどうかという辺りも含めてお伺いしたいという具合に思います。

それから、3つ目ですが、役場職員の退職についても触れてあるのだけれども、職場の中での不信感なり孤立感、そういったものを感じている職員が意外といえるのではないかと、いう具合に心配しています。風通しのよい明るい職場環境が求められていると思いますけれども、今後こういった教訓からどのような対策が取られるのかお伺いしたいと思います。

最後です。4番目ですが、当別町における新型コロナウイルス緊急支援対策、幾つか出ておりますし、個人あるいは事業者向けそれぞれ出ております。今回また病院関係などにも新たに手当していかうという積極的な提案がされておりますけれども、私はぜひそういった意味で、1つなのですが、水道料金の問題、これは全町民が本当に毎日の生活の中で実感している問題ですが、水道料金の減免はコロナ対策としては事業者のみという具合になっていると思うのですが、これを全ての町民に思い切ってそういったものができるかどうか、もちろん財政的にもいろいろな問題たくさんあると思うのですが、しかし本当に全ての町民が苦しんでいる中で、そういった点について町としても思い切った対策を打ち出すことができないかどうかをお伺いしたいし、また今まで事業者で減免対象になった中で減免額について、どの事業者となると個人情報との関係ということで難しいかと思うのですが、最大の減免額の事業所は幾らだったのかということをお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの渋谷君の質問に対する副町長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 渋谷議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、JR札沼線新駅構想についてのご質問でございます。今回ご質問をいただきました内容につきましては、3月定例会、6月の定例会、そして本定例会、総務文教常任委員会などを通して議員の皆様方には経緯経過を含めご説明をいたしましたけれども、改めてご質問ということでお答えをさせていただきたいと存じます。新駅につきましては、駅舎及びホーム、いわゆる駅です。駅の建物についてはロイズコンフェクトさんが費用を負担する。駅前広場、これは町が整備することとしております。JR駅という公共性が非常に高い交通インフラを企業の負担で整備するということは、まちづくりを進めていく上でもまたとないチャンスというふうに自治体、我々としては考えてございまして、この事業を一民間事業のプロジェクトで終わらせることなく町も主体的に取り組むということで町の活性化、大きな経済効果の創出、そして交流人口、定住人口の増加につながるものでありまして、六次総合計画をはじめとした各種計画の中でも新しいまちの顔づくりプロジェクトとして位置づけ、極めて重要なプロジェクトであるとして説明を申し上げてきたところでございます。さらに申し上げるならば、このように企業と行政とが連携をするということ、互いに事業効果を発揮することになります。現在言われております地方創生のモデルケースというふうにもなり得るプロジェクトでございまして、持続可能な社会を目指す上で公民連携の取組といった、こういった手法は既にスタンダードであるというふうに認識をしているところでございます。ロイズコンフェクトさんが現在進めている工場の増設については、工場見学の施設、資料の展示といった部分の集客機能、これを兼ね備えた工場の拡張事業であるというふうに伺ってございます。繰り返し議会でもご説明を申し上げておりますし、広報の7月号で1ページを割いて掲載をしております。新しいまちの顔づくりプロジェクトの説明でもこれはご紹介をさせていただいているところでございます。

立地適正化計画に基づきます太美駅周辺の位置づけと新駅の関連性ということにつきましては、先日の総務文教常任委員会の中でもご説明をさせていただいたとおり、新駅については、まず交流人口の増加、これを目的とする位置づけでありまして、新駅を中心に地域の魅力を発信し、交流人口から定住につながる取組を推進していく考えでございまして、この取組を推進していく中で、居住あるいは都市機能については太美駅周辺に誘導してい

くという考え方、これは立地適正化計画に掲載をしているとおりであります。太美駅と新駅、それぞれ切り離して考えていくということではなくて、さほど距離もございませんので、両駅を連動させるということにより西当別地区全体にとってより効果的なまちづくりに発展をしていくものと期待をしているところでございます。来月、10月の中旬ほどになると思いますけれども、住民の皆様方への説明会も予定をしております。住民の皆様、議員の皆様にもご説明をさせていただこうと存じております。このプロジェクトをしっかりと推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、職員の中途退職に関するご質問でございます。平成27年から令和元年度までの直近5年間ということでございます。中途退職者は16名となっております。なお、参考までに年代別にお知らせをいたしますと、20代が3名、30代が2名、40代、ご指摘をいただいたとおりにちょっと多くて11名となっております。この理由に関しましては、転職をする、病気になった、家庭の事情、様々でございます。離職率が他の自治体と比べてどうかというご質問でございますけれども、離職率につきましては法律で定められた定義、計算方法というのがございまして、一概に比較することは非常に難しいのですが、例えば当別町と北海道の離職者の数、これを全職員数で割り返して比較をするということをやってみますと、これはほぼ同じ割合というふうになってございます。

次に、役場でのパワハラ対策、職場環境の取組などに関するご質問でございますが、これにつきましては議員からもお話をいただきましたように、平成31年3月の議会、一般質問において町長より同様の答弁をいたしておりますけれども、町職員は管理職に就く前の段階から、例えば係長クラスでは指導能力研修、一步進めた主幹クラスに関しては管理能力研修、これを必ず受講をさせて職場環境への心構え、これを習得をさせるという取組を行っておりますし、自己申告制度、これ1年に1回ですけれども、個人が、これは情報がほとんど、本人と総務部局だけということになりますけれども、自己申告制度というものもありますし、メンタルヘルス研修、ストレスチェック等々を通じまして、パワハラ、職場環境の悪化の兆候、こういった部分を早期に把握するように努めてございます。また、そういった事例を把握した場合には、異動、これは時期を待たずということも含めて、異動含めて人事部局に対応するという指示をしているところでございます。

次に、このたびの職員の不祥事に関するご質問です。まず初めに、町民の信頼を損ねることになりました元職員の不祥事につきましては、改めておわびを申し上げる次第でございます。これらの経過につきましては、6月の定例会での行政報告、議員協議会、あるいは昨日まで行われました決算特別委員会におきましても今後の改善策を含めご説明をさせていただいたところでありまして、一部重複をいたしますけれども、元職員、非常に反省をしている、猛省をしている。また、被害額を全て弁済をしている。また、懲戒免職という形で社会的な制裁を受けていることに加え、他の自治体での同類の事案を比較検討させていただき、顧問弁護士の意見を伺った結果、町といたしましては元職員への刑事告訴と氏名の公表は行わないということにいたしました。また、不祥事に至ったこの経過を調査

をした結果、町としてはこのたびの不祥事の責任、全面的に町側にあるというふうには判断をしておりまして、業者に関する情報については人事院が定めております懲戒処分公表指針、これによりまして関係者のプライバシー等の権利、利益を侵害するおそれがあるものであること、また加えてただいま申し上げましたとおり町としては元職員の氏名を公表しないといった部分の内外の均衡といった部分を勘案させていただいて、情報の公表を控えることが適切であると判断をしたところであります。

納入業者が発注を受けた物品を公務で使うものか疑わなかったのか、役場に問い合わせることができたのではないかとというようなご質問ございましたけれども、これにつきましても繰り返しになりますけれども、今回の不祥事、町の職員が発注者としての権限を一方向的に振りかざして起こったものでございまして、町側ではお答えをいたしかねる質問であるというふうに思っております。

次に、職場への不信感、孤立感を感じている職員がいるのではないかと、風通しのよい明るい職場環境が求められているのではないかとのご質問ですけれども、渋谷議員から先ほど中途退職のご質問と同様に31年3月議会においてご答弁を申し上げたとおりでありまして、現在もその考え方は変わってはおりません。町では、かねてより縦割り組織からの脱却、全員稼働体制の構築、報、連、相の徹底など、役場が目指す姿、これを折に触れて職員に伝えておりますけれども、これら遂行するために前提として全ての職員が風通しよく明るく執務できると、そういった職務環境を構築することが大変重要であると考えてございます。そのために、先ほどもお答えをいたしましたとおり、これまで様々な対策を取ってまいりましたし、今後もこれにとどまることなく、見直すべきところは見直し、改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、新型コロナウイルス緊急支援対策における水道料金の減免についてのご質問がございました。まず、現在実施をしております水道料金の減免につきましては、前年同月と比較をして売上が5割以上減少した事業者、これを対象として、水道料金のうち水量に関わる料金部分、いわゆる水量料金のこの部分を3か月間3割減額をするということで、官公庁を除きます町内全て、350の事業者の方にご案内を申し上げ、該当になりました48事業者からの申込みを受けております。このうち減免額が最大となった事業者の6月分については20万8,657円、7月分で30万3,221円となっております。ご発議をいただいた全ての町民を対象とした減免といった部分でございまして、これはコロナ対策の緊急支援対策に関わりましては町の中で対策会議といった部分を持っておりまして、事業者の支援、これを検討する際に個人向けについても検討をさせていただきました。この中で最終的にはかかる事業費の割に効果が薄いのではないかと最終評価となりました。したがって、町が行います支援策全体の中では優先度はさほど高くならなかったということで、個人向けの取組、いわゆる全ての町民対象という観点の中からはプレミアム商品券の事業で行ったほうがよいのではないかと結論に達して現在のこの取組になっているということでご理解をいただきたいと存じます。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） ありがとうございます。新駅問題なのですけれども、町民の中に具体的に10月、これから説明会もされるという計画がありますので、そういった点で住民が本当に喜んでそういったことをやっていく必要があるということであれば私は先ほど言ったような意見については変えていきたいという具合に思っているのですが、まだ具体的に町民の中にそういったことが知られていない、十分中身について知られていないということもあっての質問なので、その点についてはお話ししておきたいと思います。

再質問は1つなのですが、不祥事の問題ですけれども、納品した物品の問題について改めてもう一回伺いますけれども、注文を受けた側の物品納入業者がこれは役所で使うものかどうかと疑問を感じるような物品がなかったかどうかということだけお伺いしたいと思うのですが。なかったらいい結構でございます。よろしくお願いします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時49分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいまのご質問なのですけれども、これについては後に調査をいたしました総務部からご答弁をさせていただきたいと存じます。

○議長（後藤正洋君） 総務部長。

○総務部長（一宮直人君） 渋谷議員のご質問にお答えします。

役場で使わないものが入っていたのではないかとといったことではございましたが、町としては事後の調査の結果、そういったものが入っていたということが分かったものでございまして、発注段階においてそういったことは町の立場からはその時点では分からなかったということが現状でございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） 分かりました。今の点についてはそういうことで、私としては職員の中にこんなつらい思いで辞めざるを得ないというか、職員は悪いのですけれども、そういうことが二度と起きないように職場環境というか、上司も含めて、本人が一番悩んだと思いますので、その点含めて職場の中でもっともっとそのところを人間関係含めて大事にしていく、そういう優しい役所体制をつくっていただきたいということを要望して質

問を終わります。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。

これより1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

次に、通告4番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○6番（山崎公司君） ただいま議長の許可をいただき、通告書に基づき本日は町内の信号機の現状と新型コロナウイルス感染症対策、今後の対応の2項目について質問させていただきます。

最初の町内信号機の現状について質問いたします。道内にある信号機は、昨年3月末現在1万3,030基、東京の1万5,943基、愛知の1万3,305基に続いて非常に多いです。設置して19年の更新時期を迎えて、老朽化の割合は36%と全国で2番目の高さであることが道警のまとめで分かりました。老朽信号機は、誤作動や倒壊などの危険性があり、放置すれば交通事故につながる可能性があります。毎年道内では約500基を更新するものの、更新対象は年間約300基ずつ増え続け、古い信号機の存続の必要性について検討を始めたと報道されております。

4点質問いたします。まず最初に、町内で信号機は何基あるのか、このうち更新時期対象は何基なのか伺います。

2つ目に、今後信号機の撤去、新設の予定と横断歩道の必要な箇所はないのか伺います。

3つ目に、町道で道路のセンターライン、路側帯、横断歩道のラインが薄いところが多く、せめて当別、太美駅前メイン通りのライン引きが必要ではないかと伺います。

4つ目に、歩行者が信号機のない横断歩道を渡ろうとしている際に減速、停止した車の割合が16.7%にとどまったことが自動車安全運転センターによるサンプル調査で分かりました。道路交通法では横断歩道での減速義務と歩行者優先義務が明記されており、ドライバーは停止できる速度に落とす必要があるほか、歩行者や自転車がいる場合は一時停止して譲らなければならない。このような状況下で通学時の児童生徒に対し信号機、横断歩道の利用の指導、また町民の自動車免許所有者に対し道路交通法を遵守する指導をどのように行っているのか伺います。

2つ目の項目ですが、新型コロナウイルス感染症対策と今後の対応について質問いたします。北海道の感染は今年1月28日に始まり、昨日現在感染者は1,870名と報道されています。既に7か月経過し、終息の気配は感じられません。新型コロナウイルス感染症への

取組として6月定例会において町独自の対策事業として補正予算が可決され、直ちに遂行されております。しかしながら、町民、商工会はじめ他の事業者に予想を超えた影響が出ております。個人に関する相談、事業者に関する経済活動等に関する相談窓口を設置しております。多くの町民の相談を受けていると思います。

新型コロナウイルス感染症対策と今後の対応について7点の質問をいたします。まず最初に、設置されました相談窓口には多くの相談、支援の求めがあると思います。既に町においては第一弾の支援策を実施し、今定例会においては第二弾の支援策として補正予算を上程しております。これまでの支援策のうち効果のあった対策、また相談件数はどれぐらいだったのか伺います。

2つ目に、商工会はじめ町内事業者について、行政はコロナウイルスの影響実態をどのように現状把握しているのか伺います。

3つ目に、町として新型コロナウイルス感染の関連情報は町のホームページ中心に発信されておりますが、3年前のブラックアウト以降あらゆる手段を通じて行っており、十分であるとの認識であります。町内会をはじめ町民に対する情報発信はこれで十分であるのかどうか伺います。

4つ目に、町内高齢者、介護、障がい福祉サービス施設の新型コロナウイルス感染症対策について常に万全の対策を取っていると思いますが、クラスター感染が起きないように施設の感染予防対策の徹底と施設職員自らも最大の感染予防をするよう指導しているのか伺います。

5つ目に、学校の手洗い場にある蛇口の多くは手回し式で、手で直接触れなければなりません。手洗い後の蛇口を触れる際にウイルスが付着するのではないかと懸念する声が多く上がっております。レバー式は肘などで操作できるので、手洗いの後ウイルスが軽減される。児童生徒を感染から守るためにも蛇口を手回し式からレバー式に取り替える考えはあるのか伺います。

6つ目に、政府、道知事が要請した小中学校などの一斉休校、6月から新学期になったが、授業再開に当たり感染防止に細心の注意が求められるほか休校による学習の遅れの対応など課題は山積していると思います。どのような方法でこのような課題解決の努力をしているのか伺います。

7つ目、最後に町内の現状から商工会、事業者、住民に対するさらなる支援と感染対策を国の二次補正やふるさと納税等を活用して町内の事業者を絶対潰さないよう、また町民に感染させないよう検討する必要があると思います。

私は、具体的に3点提案します。まず最初に、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を防ぐため、65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザの予防接種率を上げる。現状45%ぐらいだというふうに聞いておりますが、これを高めて医療機関にも混乱を起さないように、さらにこの自己負担額を無料化にするというのが1つ目です。

それから、2つ目にPCR検査を多くの町民が受診できる体制を構築し、特に高齢者の

健康維持、改善に努めることが重要と思います。

3つ目に、プレミアムつき商品券、即効性のある活性化策であり、地域経済の立て直しに向け、行政はこの効率を単なる一過程にしないで継続の必要があると思います。今回のプレミアム商品券は、35%のプレミアムでございます。2セットということですが、この割り増し率も皆さん御存じのように札幌は20%でした。近くの石狩、江別は30%、管内では50%の千歳、苫小牧は地元店は60%、大型店は20%ということで、特にこの当別町の35%というのはかつてないプレミアムということで私は評価しておりますが、これを引き続き継続してほしいという考えです。

一応町としてのこの3つについて見解を伺います。

以上、2項目について質問いたしました。副町長及び一部教育長に答弁をお願いいたします。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君の質問に対する副町長、教育長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、町内信号機の数と更新対象は何基なのかというご質問でございます。信号機につきましては、議員ご承知のとおり北海道公安委員会の所管となりますので、担当部署に確認をいたさせました。結果、町内信号機は全部で現在47基あるという回答をいただいております。この47基のうち年次計画的な更新についてという部分でこれもお伺いをいたしますと、本年はないということございました。これ理由を聞きますと、信号機業者によります四半期ごとの点検、これを行っております、都度修繕をいたしているということ、また信号灯器、いわゆる点滅器の部分ですとか柱につきましては事故等による破損も多く、更新の時期、数など一概に経過年数で表すことができにくいというふうにお知らせをいただいているところでございます。また、信号機については今年度撤去も新設といった部分も、これもないということございました。

次に、横断歩道についてでございますが、これについては一部の要望を受けまして公安委員会と協議をしたというケースはございます。しかしながら、今のところ横断歩道の設置基準、これを満たす箇所がないというふうに公安委員会からは回答をいただいております。信号機、横断歩道の設置につきましては、まずは地域からの要望、要請を受けまして行ってまいりますけれども、当然交通量等々も含めて状況が変化をしてきたといった際には、町としては速やかに公安委員会に対し要望してまいる所存であります。

次に、道路のライン引きのご質問がございました。道路の路面に描かれているライン、これは道路管理者が設置をするというものと公安委員会が設置をするというものに分かれております。道路のセンターラインと路側帯の外側線、歩道からすぐの本当に白い線ですけれども、これについては道路管理者が行う。横断歩道ですとか追越し禁止の黄色いセンターライン、こういった規制指示、路面標示といった部分については公安委員会がそれぞれ設置をする、引くということになります。町道のラインについては、毎年春先にパトロ

ールを行いまして路面の状況を確認し、薄くなっている路線、これを把握をした上で交通量の多い幹線道路や通学路、こういったものを優先して予算の範囲内で塗り替えをしているという現状でございます。ラインの中でも特にセンターラインについては、交通安全上、対向車との分離を図るという必要がありますので、最重要となっております。これを優先的に塗り替えているという状況でございます。議員ご指摘のございました駅前メイン通りというお話をいただきました。当別駅前の駅前通りにつきましては道道でございますので、北海道がやるということになりますけれども、太美駅前の、いわゆるスウェーデン大通り、これは町道ですので、町が行うことになります。今年の4月、センターラインを塗り替えをいたしましたけれども、実は外側線については今後状況を見ながら実施をしてまいりたいと存じているところでございます。

なお、横断歩道は管轄が、何度も申しますけれども公安委員会となりますので、ラインが薄くなっているからといって町がそれを塗り替えるということはできません。町から公安委員会に対して塗り替えの申入れを行っていくということになります。

次に、町民の運転免許所有者、運転免許を持っている方に対し道路交通法を遵守する指導をどのように行っているのかというご質問でございます。運転免許所有者への指導は、本来公安委員会や警察が行うものだと思っておりますけれども、当別町には交通安全協会、交通安全推進委員会、交通安全指導委員会などがございまして、町民や民間事業者、団体の有志の方々が主体となって公安委員会や警察と連携を図り、運転免許所有者に限らず町ぐるみで交通安全に関わる法の遵守の推進に取り組んでいるところでございます。具体的には交通安全旗の設置ですとかセーフティーコール、パトライト運動など、実際に街頭に立って運転者に対する啓発活動、これは長年にわたって継続をしておりますし、町もこれらの活動に支援をしているところであります。

なお、児童生徒に対する信号機、横断歩道の利用の指導については教育長から答弁があると思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問でございます。町が行いました支援策については、新型コロナウイルス感染症の影響で困っている町内企業や町民に対し国や北海道の支援制度を上乗せをする、もしくは制度の隙間を埋めるという形で対象を広げてきたり支援を拡充するということを目標に検討、実施をしたものでございまして、現在進行中のもも含め全て一定の効果があったものと認識をしているところでございます。特に北海道の休業要請に応じた町内事業者への当別町休業支援金、いわゆる北海道と一緒に30万、20万、10万円という形になりますけれども、これについては既に82件の申請があり、1,410万円を支出をしているところでございます。また、個人向けの支援及び町内の消費喚起策として実施をいたしましたプレミアム商品券も9月1日現在で6,411万円分を販売をしているところでございまして、さらに国民健康保険や介護保険料の減免、これについては33件、725万円の減免というふうになっているところでございます。

相談件数はどのくらいかというご質問がございました。この相談の内容は、10万円の定

額給付金に関することですか生活福祉小口貸付金の部分、納税猶予の相談、それから全体的な生活に関するといったもので全体で2,300件の相談がございました。また、健康に関する部分、いわゆる発熱をしたらどかせきが出るだとかといったご相談に関しては約90件、相談として町は押さえているところでございます。

次に、コロナウイルスの影響実態の現状把握についてでございます。町内の事業者から直接聞き取りをさせていただいている、町がです、ということに加えて商工会や金融機関とも常に情報共有を図っております、北海道の緊急事態宣言に伴います休業要請等を受けた飲食業を中心に小売業、宿泊業など対前年の売上げが50%以上減少したという月がある事業者の割合、これが町内事業者の全体の1割程度になっているだろうというふうに町では押さえているところでございます。また、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けてから約半年が経過した現状の把握を行うといったことで現在町では町内事業者の皆さんに対し影響実態のアンケート調査を実施中でございます。この結果を今後感染症の対策に関わる支援策に生かしていきたいというふうに考えておまして、このアンケート調査の集計を鋭意行っていかなければならないなというふうに思っているところであります。

次に、町民に対する情報発信についてのご質問でございます。新型コロナウイルスに関する情報については、町のホームページに確かに掲載をいたしておまして、これまで3月から8月までの6か月間でございますが、コロナウイルスに関係をする部分19万8,000件のアクセスがございました。1日当たりピークで1万1,000件のアクセスがございました。また、並行してホームページに限らず多様な情報発信に心がけてまいりました。具体的に申し上げますと、町長メッセージや町の対応方針といったものを紙ベースで全戸配布を行っておりますし、議員ご承知のとおり広報での特集の記事、チラシの配布、町内会への出前講座などを行っております、ホームページ等が見られない方への周知にもしっかりと配慮をしているところでございます。今後セミナーなども予定をしております、引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。十分であったかというようなご質問をいただきましたけれども、これらの取組に対し町民の皆様方に絶大な協力をいただいた結果として現在町内での感染者が出ていませんので、これは一定の効果が出ているものと考えているところでございます。

次に、町内の高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策に関する指導といった部分でございます。これまで厚生労働省や北海道から感染予防及び拡大防止に向けた対策に関する多くの通知が出されておまして、町は施設に対して速やかにこういった情報提供を行っており、対策の徹底が図られていると認識をしております。さらに、クラスター感染というお話がございましたが、私たち最も効果的だったなと思えるのは実際の感染現場でリアルな情報を共有することだったというふうに思っています。不幸中の幸いとも申しませうか、町内の特別養護老人ホームの入所の方が町外の医療機関に入院をした後で感染が確認をされたというケースがございました。このときの対応について施設内をどのように消毒をしたのか、備品といったものは何を購入をしたのか、それから入所者、

職員を含めた全員のPCR検査をどのように実施をしたのか、保健所の指導はどんなものだったのかなど詳細な対応状況といったものを当然特別養護老人ホーム運営法人のご快諾もいただいたところで町内全ての介護保険施設及び事業所に対しこういった細かい情報提供を行い、それぞれの施設などで感染症防止の対策の向上につなげていただいているといった形になっているところがございます。さらに、9月1日には管内の社会福祉施設の職員を対象に北海道医療大学の石角講師により「新型コロナウイルス感染症における感染予防～福祉施設における備え～」と題した講義及び防護具の着脱の実技指導といったものが行われ、町内からは5施設の5名の担当者が出席をしたところがございます。また、10月には、10月、今度迎えるわけですが、町と北海道医療大学との連携事業の一環として町内の高齢者及び障がい関係の事業所及び施設職員を対象にした新型コロナウイルス感染症対策に関する研修会、これを再度開催をすると。9月には管内でしたけれども、今度は町内に限ってという形で開催をすべく準備を進めているところがございます。今後につきましても施設への国や北海道からの情報の速やかな提供を行い、感染予防及び拡大防止に向けた取組の徹底がなされますよう促してまいりたいと存じています。

次に、インフルエンザ予防接種の65歳以上の無料化についてのご質問がございました。端的に申しますと、現時点では無償化については考えていないということでございます。とはいえ医療現場の混乱を防ぐことや負担の軽減については大変重要なことでもありますので、町民に向けて予防接種の正確な情報提供により接種率を高めていくとともに、国に対して財源の確保を訴えていきたいと考えております。

PCR検査の体制づくりについてのご質問については、鈴木議員の答弁でも触れましたけれども、北海道医療大学と連携をし、町民がPCR検査を受けやすい体制の構築に向けて協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

私からの最後、プレミアムつき商品券の継続についてでございます。プレミアムつき商品券の発行については、町内消費を喚起するため非常に有効なものであると思っておりますけれども、まずは現在販売中のプレミアムつき商品券の経済効果等の検証を行い、その結果を踏まえること、また今後の新型コロナウイルスの感染状況、それによる町内の経済状況といった部分をしっかり勘案した上で継続実施をするのかという部分の判断を行いたいということでございます。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

3点質問がございました。初めに、通学時の児童生徒に対する信号機、横断歩道利用の指導についてのご質問でございます。学校では交通安全指導を教育課程に位置づけまして、全校挙げて取組を進めております。学校種別に主な内容を説明させていただきます。小学校の低、中学年では、4月に警察の指導の下、グラウンドに仮設信号機、それから横断歩道を設置しまして安全な渡り方などを学ぶことになっております。また、その後一般道路

に出て実体験をするということになってございます。高学年では、車の危険性を知るために宅配業者と連携して運転手から見えない、いわゆる死角、ブラインドスポット、これを実体験することを行っております。また、本格的な除排雪シーズンに入る前に当別環境整備協同組合の協力を得まして除排雪車周辺の通行について注意を促すと、そういった指導もしているところであります。それから、中学校ですが、自転車通学生も多数おりますことから、講話等の指導に加えまして警察や教職員による乗車指導、自転車点検も行っております。地域からの支援も受けておりまして、PTAやコミュニティ・スクール委員、町内会の方々が当下校時通学路に立って教職員とともに安全を見守ってくれております。このように学校と地域、行政が一体となった取組によりまして、近年けがに結びつくような事案は発生しておりません。今後も各学校の交通安全指導が徹底されるように教育委員会として指導、助言を行ってまいります。

次に、水道の蛇口を手回し式からレバー式に取り替える考えはとのご質問ですが、まず学校のコロナ対策ですが、各学校におきましては文部科学省の衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これを参考に各学校独自の感染防止マニュアルを作成し、対応に当たっております。その中で児童生徒がよく触る議員ご指摘の蛇口やドアノブ、手すり、スイッチなどは、教職員やスクールサポートスタッフという新しい人材が配置されましたが、その者が手分けをして毎日消毒を行うということになってございます。先ほど申し上げた文科省の感染防止マニュアルでは通常の場合1日1回の消毒で十分な効果を上げられるとされておりますので、今の対応を当面続けていきたいというふうに考えております。したがって、レバー式への交換は現在考えておりません。教育委員会といたしましては、学校全体の衛生状況を向上させながら、同時に子どもたちの抵抗力を高めることで感染防止に努めていきたいというふうに考えております。

最後の質問でございます。番号でいうと(6)番になりますが、学校再開に当たりまして様々な課題をどのような方法で解決に努めているかということでございますが、様々な課題のうち感染防止と、それから学習の遅れの対応という2つを例に取って説明させていただきます。もし回答が的を射ていないということであればご指摘いただければというふうに思います。まず、感染防止についてお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、各学校では独自の感染防止マニュアルを作成し、対応に当たっております。主な内容といたしましては、校内の消毒、3密の回避、児童生徒の体調管理、手洗いや手指消毒の励行、具体的な生活場面での指導などが挙げられます。このマニュアルは状況によって改定されていきますので、教育委員会といたしましては常に適切な対応が行われるよう国の動きも注視しながら指導、助言をしてまいります。ちなみに、文部科学省のこのマニュアルは現在まで4回改定をされております。その都度指導をしてきております。

次に、休校による学習の遅れへの対応でございますが、これまで夏季休業日の10日間短縮、それから学校行事や各種大会、中体連とか、中文連とか、こういったものの縮小など時数確保に努めてまいりました。各学校から8月31日時点での昨年度と比較した時数の報

告を受けておりますので、その一部を紹介させていただきます。去年の8月31日時点と今年の31日の比較でございます。小学6年生であります、4教科の平均で1教科当たりおよそマイナス1.5時間でございます。中学校3年生、5教科平均で1教科当たりおよそマイナス3.4時間と、大きな差がないところまで回復してきています。ほかの学年も若干の数値の差はございますが、ほぼ同様な傾向となっております。今後冬季休業の短縮、あるいは土曜日の活用によりまして、これまでの遅れを取り戻せる見通しということでありませぬ。教育委員会といたしましては、今後も感染症対応は続くものと受け止めて、状況を的確に判断しながら時数のみならず授業の内容も含めて指導、助言を行ってまいりたいというふうを考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。町内の信号機の現状を答弁いただいておりますが、一、二質問させていただきます。

町内には47信号機があるということの答弁でしたが、これは管理体制の中で国道、道道、それから町道というふうに分かれていると思うのですが、この47の内訳はどのようになっていますか。

○副議長（岡野喜代治君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） 内訳というご質問でございました。

最初にお話をすればよかったのかもしれませんが、信号機の設置、管理といった部分については、実は国道であっても道道であっても町道であっても全て北海道公安委員会の所管となるということのようです。町内には、国道に19基、道道に17基、町道に11基と、これで47ということになります。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 信号機の2番目の質問の中で現状撤去、新設の予定、横断歩道等はないということで先ほど答弁いただいたのですが、現在例えば当別駅だとか太美駅の前には信号はないと思います。ただ、町内の中では一番通行量が私は多いのではないかと。そういったところの必要性があるのではないかとということと、これ2年後になりますが、令和4年の4月には小中一貫校も開校、それと同じ年度に新駅の開設等がありまして、この辺も今から信号機はともかく横断歩道というものが私は必要になってくるのではないかとと思いますが、いかがですか。

○副議長（岡野喜代治君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） まず、当別駅と太美駅の前に信号機がないというお話、通行量から見て設置が必要ではないかというお話でございました。

先ほどご答弁を申しましたように、当別駅、太美駅への信号機の設置といった部分については、近年大きな事故が発生をしていないという状況もあり、これを受けて地域の町内会からも設置の要望といったものも現在のところないということでございますので、現在

は検討ができないという状況でございます。議員ご指摘のございました通学路であったり新駅ができたりといったような部分も含めて状況が当然変化をしていくというふうに思っています。このときには、先ほどもお話をいたしましたけれども、機を見て公安委員会に要請をしてみたいというふうに思っています。近年の横断歩道設置については、信号機と横断歩道セットになっているというふう聞いております。ですから、横断歩道だけというようなことは、これからもなかなか要望としては難しいのかなというふうには思っています。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 3番目の質問の中で、町道についてはセンターライン、路側帯もそうです。それから、横断歩道は公安委員会の管理であるという答弁がありました。私太美のスウェーデン大通り、毎朝6時台に散歩のコースとして見ておるのですが、センターラインは今年4月になさったということできっちりと出ております。中学校のところまで駅前からずっとなっているのですが、路側帯、要は私は自転車道路と思っているのですけれども、これはほとんど真っ白です。同時に6時、7時台というのは通学、通勤の人が非常に多いのです。特に小中学生は歩道のところを自転車走っていますが、高校生以上は全部この路側帯のところを走っています。40キロ道路ですけれども、40キロで走っている人なんか6時台、7時台いません。かなりのスピードで走っているところの横に高校生が自転車でふらふら行っているような状況を毎日のように見えています。ぜひ一度ここの状態、特にスウェーデン大通りの状況を見てその辺の判断をして、私はとにかく路側帯についても必要最小限度やっていただければということですので、その辺はどのようにお考えですか。

○副議長（岡野喜代治君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） スウェーデン大通りの外側線のお話だったと思います。これに関しましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、これは予算の範囲ということになってしまっても大変申し訳ない気もするのですけれども、まずは中央の白線、これは冬になりますと除雪をしていく形でどうしても真ん中の線が先になくなってしまいう感じですが、除雪をしていくと。そんなこともあって中央のセンターラインの部分については頻度が非常に高くなってきているわけですけれども、外側線の部分については、何度もお話ししたとおり予算の範囲内というようなことになってくるのかなと。ただ、今お話をいただいた交通安全上非常に危ないというお話もいただきましたので、この辺についてはこのうちしっかりと現状も把握をさせていただいた後に決めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策と今後の対応について再質問させていただきます。

相談窓口に2,300件の問合せがあったという答弁でした。本当にご苦労さまというか、いろいろと町民の声を受けて、いろんな形で、またいろんな効果があったという報告もいただいております。2つ目の現状についての中で質問させていただきますが、商工会、金融機関等で飲食業とか小売、宿泊、いろいろと5割以上が1割以上あるのだという答弁がありました。これ副町長もお分かりでしょうが、先日内閣府が4月、6月のGDPの速報値を発表され、9月8日には当初発表した27.8%を28.1%と拡大して、リーマンショックの17.8%を超えて最悪だという発表があります。同時に、厚労省が発表した有効求人倍率、これも低下して1.08であると。さらに、北海道の労働局は7月の有効求人倍率が去年の同じ月と比較して0.26ポイント低下して0.95倍だと。非常に厳しい雇用環境ということが公に発表されていますが、この町内の事業所、同じようにこの辺の影響が数字の上でこれから出てくると思いますが、先ほどの答弁でアンケート調査を実施していくという答弁がありました。具体的にどのような形でアンケート調査をされますか。

○副議長（岡野喜代治君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） アンケート調査に関しては、現在も行っているところであります。そろそろ事業者の皆さん方から回答が回ってくるというような状況だったというふうには思っています。内容については、担当部長からお話をさせていただきたいと存じます。

○副議長（岡野喜代治君） 経済部長。

○経済部長（高松悟志君） ただいまの質問でございますけれども、9月末を締切りといたしまして今現在商工会とも連携を取りながらアンケート調査を行っている最中でございまして、内容につきましては、コロナが発生した7月末に当初商工会のほうで独自でアンケート調査をしたことの追跡というようなところを含めまして内容のほうはつくらせていただきまして、全般的に経営に影響が生じているかどうかといったようなところから始めまして雇用の面、売上げの面等々含めた全般にわたる内容ということで9月末日をもってまとめて、次の策ということで検討してまいりたいというふうに今進めているところでございます。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 3つ目の質問の中でホームページを中心にいろいろと、前回3年前のブラックアウト以降いろんな形でやっているということは私十分認めております。3月から8月、6か月間でホームページが1万9,800アクセスされているという答弁もいただいて、私も朝夕必ず見るようにはしておるのですが、これが私が見ていて町民に伝わっているかどうかちょっと疑問であったのは、石狩振興局による6月からコロナウイルスの注意報というのが発令されています。8月31日までありました。それと、9月1日以降も、現在もそうですけれども、注意喚起ということで新北海道スタイルの実践を徹底してほしいということ等はなかなか町民までは行っていないのではないかなと。我々のようにホー

ムページを見て、ものはこういったことで厳しく徹底するようにやっているのだなということは分かりますけれども、ただ先ほども言いましたように町内会等については今後出前講座とか、セミナーとか、いろいろとやるという答弁がありましたので、これについては引き続き継続していただくようお願いしたいと思います。

それから、続いて質問させていただきます。教育長に答弁いただいた中で5番目の手洗いの場所の件なのですが、今手回し式で、洗ってもまた閉めてということになるのですが、レバー式にはすぐやることについては考えていないということで、いろんな経費だとか、そういったことはあると思うのですが、これはちょっとこれの答弁とは離れるかもしれませんが、2年後に小中一貫校できますよね。これについてはやっぱりレバー式なのですか、それとも自動でやるような計画の下で動いているのでしょうか。ちょっとこの件とは外れますけれども、やっぱり手回しでずっとなさるのですか。それについて答弁をいただきたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 新しくできる学校につきましては、先ほどもお話ししたように、学校全体の衛生状況を向上させるというようなこともありますので、所によってはそういうのを採用するという考え方も持っております。全部ではございません。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 同じく教育長に。

6番目の、いろいろと独自のマニュアルでコロナ対策なさっているということでございます。非常に今小学校、中学校の先生方も大変だなと。通常の授業が短くなった、さらにコロナ対策、先ほどもいろいろと校内の衛生面、それから3密、それから体調管理だとか、非常に多く、それと同時に8月31日現在のいろんなこと言われましたが、先生が頑張っているということはみんな、町民も父兄も分かっていると思います。ただ、私がちょっと心配している件は、子どもたちが要するに健康を、健康といいますか、体力が私落ちているのではないかなと思っています。先生については質を高める授業をやっていろいろと目標に続いていきますけれども、生徒については安心して運動ができる機会を創設して、子どもたちの運動不足を解消して、メンタルケアの促進を図ることが特に私必要だと思いますが、教育長はその辺のところはどのようにお考えですか。

○副議長（岡野喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

先ほども申し上げましたけれども、答弁につきましては教育委員会で答えられる範囲内で答えていただける、もしなければ答弁なしということでしたしたいと思います。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 子どもたちの健康に関わって、精神的な面、身体的な面いろいろあるかと思いますが、特に私個人として心配だったのは、これだけ長い間休みが続けばきっと登校渋りですとか、学校に対する不適應ですとか、そういったものも起きてくるのではないかなというのが一番の心配でありましたけれども、そういったことも心配していたよりは少なく、表に出てくるような事案も報告されておりませんので、むしろ今まで不登校だった子が学校に出てくるようなきっかけにもなったというようなことも言われていますし、悪いことばかりではないかなと思うのです。子どもたちにとっては目標が失われるのが一番つらいのです。例えば目標としていた大会がなくなったとか、そういったことが、特に中体連、中学生、小学校の少年団もそうですけれども、あるのですけれども、そういったことにつきましては代替の大会が準備されて、前の目標とは当然下がるのですけれども、目標を持って活動できるような部分もありますし、学校の行事も子どもたちの心を養うとても大事な活動なのですけれども、当初運動会ですとか学校祭できないねと言っていたのですけれども、何とか形を変えてでもやろうということで、先日当別小学校で行われましたけれども、1時間半ぐらいのスパンで1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、ずんずん替わって行って、その間ほかの子たちは勉強をしているというような状況なのですけれども、種目についても全員が参加できる全員リレーとか、何とか力を発揮できる場を設定してあげることが今できているので、学校祭もこれから各学校で行われますけれども、何とかそういった目標を持たせて取り組ませるといったようなこともできていますので、本当に先生方の力だなと思いますけれども、そういった面では心のほうも、家庭の問題もあって解決できないことももちろんあるのですけれども、学校としては学校でできることはやっているということになるかと思います。

それから、身体的なところにつきましても、2か月も家の中に閉じ込められていれば、それはやっぱり筋力落ちるなというふうに思うのですけれども、徐々に体育の時間数等も回復してきていますし、いろんな活動も行われてきておりますので、一気に解決という問題ではこれ当然ないので、徐々に解決していきたいなというふうに思っております。最終的にはいつも行っている全国の体力・運動能力調査の全国レベルのところまで何とか引き上げたいなというふうに思って、学校とも話しながら取り組んでおります。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） ありがとうございます。

私が最後に提案しました3点について再質問させていただきます。65歳以上のインフルエンザのワクチン、これについては国のほうも厚生労働省のほうで10月以降から高齢者に優先的にやるということ、さらに近くでは石狩市でも自己負担無料にするということが先

日の議会でも通っております。札幌市もその方向で動いています。やはり今45%の接種率をなるべく上げて、医者が本当この10月、11月以降にインフルエンザとコロナと混乱した場合、非常にいろんなトラブル、あるいは高齢者の命に関わることになると思います。これは現時点では考えていないとはっきりと言われましたけれども、引き続きこれについては検討していただきたい。これ1人の負担額は当別町1,150円です。これについては引き続き要望します。

それから、2つ目のPCR検査は、先ほど鈴木議員が一般質問の中でいろいろと詳細説明いただいています。引き続き医療大学で、少しでも高齢者の健康維持、改善に努めることが今後コロナ対策については私は必要になってくると思います。

それから、3つ目のプレミアムつき商品券、さっきの国の数字、それから労働環境、それから年末の一時金、民間で言うボーナスです。これも大手はじめかなり6月と違って減額。公務員についても検討すると今朝ほどのニュースでやっていました。これもかなりの金額を減額する方向に、民間にそろえるぐらいのことを今朝言っていました。私は当然だと思います。これだけ国が苦しい状況であって、いろんな対策、先ほども非常に行政としてはいろんな窓口にいろんな支援策をやって成果があったということを行っているものの、町民の生活環境は、これからさらに12月、年末から1月以降にかけては、これは当然雇用問題が再燃してくると思います。かなり今の人員ではやっていけないとか、そういったこと出してくれば、当然人を減らすとか、あるいは給料も払えないとか、そういう中で全体の町民の生活を守るという観点から、ぜひ先ほどやりましたプレミアムつき商品券については経済効果を踏まえて、いろいろと経済状況を見て判断されるという答弁でしたので、現状の、あるいはこれからの状況を踏まえて引き続きやるような形を希望して、質問を終了させていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（岡野喜代治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日午前10時からの決算審査特別委員会終了後、会議を開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 2時02分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回当別町議会定例会 第4日

令和2年9月17日（木曜日） 午前10時20分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
- 第 3 報告第 1号 株式会社 t o b e の令和元年度決算及び令和2年度事業計画に関する書類の提出について
- 第 4 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 5 議案第 2号 令和2年度当別町一般会計補正予算（第5号）
議案第 3号 当別町新しいまちの顔づくりプロジェクト基金条例制定について
- 第 6 議案第 4号 令和2年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 5号 令和2年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 令和2年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 7号 歴史兄弟都市の締結について
- 第10 議案第 8号 パンケチュウベシナイ川河川改修工事請負契約について
- 第11 議案第 9号 町道中央十九線防雪柵設置工事請負契約について
- 第12 議案第10号 当別町教育系ネットワークシステム構築業務委託請負契約について
- 第13 議案第11号 当別町教育系ネットワークシステム端末購入契約について
- 第14 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の協議について
議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の協議について
議案第14号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について
- 第15 請願継続審査の件
- 第16 会期中の閉会の件

閉 会

午前10時20分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

副 町 長	増 輪 肇 君
町長公室長	長谷川 道 廣 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
財 政 課 長	佐 藤 剛 一 君
企 画 部 長	熊 谷 康 弘 君
企画部参与	三 上 晶 君
事業推進部長	乗 木 裕 君
住民環境部長	山 崎 一 君
福 祉 部 長	江 口 昇 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建設水道部長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 部 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	大 畑 裕 貴 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	瀬 戸 貴 裕 君

主 事 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時20分)

○議長(後藤正洋君) おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(後藤正洋君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(後藤正洋君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 西村良伸君

10番 古谷陽一君

を指名いたします。

◎令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長(後藤正洋君) 日程第2、令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

古谷委員長。

○令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(古谷陽一君) 令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

令和元年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、令和2年9月14日、15日、17日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、(1)、認定第1号 令和元年度当別町各会計歳入歳出決算、(2)、認定第2号 令和元年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべきものと決定した。

なお、民生費における職員の不適切な会計処理事案については、今後、このようなことが二度と起きることがないように業務のチェック体制強化を確立し、職員の綱紀粛正に努め

られたい。

令和2年9月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

令和元年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにいたしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、令和元年度当別町各会計決算は認定することに決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました報告第1号 株式会社t o b eの令和元年度決算及び令和2年度事業計画に関する書類の提出につきまして、提案のご説明を申し上げます。

株式会社t o b eから令和元年度決算及び令和2年度事業計画に関する書類の提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これを提出をするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小林泰雄氏は、令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第2号、第3号は、関連がありますので一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま一括議題となりました議案第2号及び議案第3号につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 令和2年度当別町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに10億7,868万1,000円を増額いたしまして、その総額を151億7,291万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」を御高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、校務系ネットワークシステム構築業務委託7,125万6,000円、高度無線環境整備工事などに係る工事請負費5億5,331万3,000円、町道ほか除排

雪業務委託1,870万円、新しいまちの顔づくりプロジェクト基金への積立金1億円などを増額いたしまして、高性能林業機械導入促進事業補助金686万4,000円などを減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金7億5,002万5,000円、寄附金1億130万円、町債2億1,007万円などを増額し、繰入金1,260万6,000円などを減額して措置いたしました。

次に、議案第3号 当別町新しいまちの顔づくりプロジェクト基金条例制定についてありますが、第六次当別町総合計画に規定する新しいまちの顔づくりプロジェクトの推進を目的として基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま採決の申出がありましたけれども、質疑と、それから討論を省略して、採決に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認めます。

それでは、これより質疑を打ち切り、討論を省略して、採決を行います。

採決は、起立によって行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第2号、第3号一括上程いたしましたけれども、本案につきまして賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、議案第2号、第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第4号 令和2年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに200万円を増額し、その総額を22億1,650万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては諸支出金200万円を増額し、この財源といたしましては国庫支出金480万円、道支出金520万円を増額し、国民健康保険税800万円を減額して措

置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第5号を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第5号 令和2年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに804万4,000円を増額し、その総額を16億1,378万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては諸支出金804万4,000円を増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金160万円、繰越金777万1,000円を増額し、保険料132万7,000円を減額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第6号 令和2年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに182万6,000円を増額し、その総額を7,872万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましてはサービス事業費182万6,000円を増額するもので、この財源といたしましては道支出金182万6,000円を措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第7号 歴史兄弟都市の締結につきまして提案の説明を申し上げます。

北海道伊達市と歴史兄弟都市盟約を締結するため、議会の議決を得ようとするものであ

ります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第10、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第8号 パンケチュウベシナイ川河川改修工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和2年8月28日に2社による一般競争入札に付したところ、宮永建設株式会社が1億1,924万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第9号 町道中央十九線防雪柵設置工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和2年8月28日に4社による一般競争入札に付したところ、新昌建設株式会社が5,995万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第10号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第10号 当別町教育系ネットワークシステム構築業務委託請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和2年8月28日に1社によります見積り合わせに付したところ、5,093万円で中央コンピューターサービス株式会社札幌支社に決定いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第13、議案第11号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま議題となりました議案第11号 当別町教育系ネットワークシステム端末購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和2年8月28日に1社による見積り合わせに付したところ、6,509万7,340円で中央コンピューターサービス株式会社札幌支社に決定いたしましたので、同社と端末購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第12号、議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑採決

○議長（後藤正洋君） 日程第14、議案第12号、13号、14号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） ただいま一括議題となりました議案第12号、議案第13号及び議案第14号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の協議について、議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の協議について及び議案第14号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の協議についてであります。いずれも組合を組織する団体の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案3件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第12号、第13号、第14号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第12号、第13号、第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願継続審査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第15、請願継続審査の件についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会より閉会中の請願継続審査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。



◎会期中の閉会の件

○議長（後藤正洋君） 日程第16、会期中の閉会についてお諮りいたします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。したがって、会議規則

第7条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時49分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員